

大容量泡放射システムの有効性評価委員会の設置に関する規程

平成19年11月7日危保規程第7号
最終改正 平成20年3月17日危保規程第2号

第1 設置

大容量泡放射システムの有効性評価に係る業務規程（平成19年11月7日危保規程第6号）第3に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に大容量泡放射システムの有効性評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所管事務

- 1 委員会は、協会の理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、石油コンビナート等災害防止法に基づき配備される大容量泡放射システムの有効性について審査を行い、その結果に意見を添えて理事長に報告する。
- 2 委員会は、次の事項について審査を行う。

大容量泡放射システムの有効性評価に係る業務規程（平成19年11月7日危保規程第6号）第2に定める評価対象の、

 - ①実際に配備される大容量泡放射システムを用いて泡を放射した場合の泡性状及び泡の放射特性に基づき、当該消火薬剤が石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項に定める浮き屋根式屋外貯蔵タンク（以下「タンク」という。）火災に適したものであり、かつ、当該泡放水砲で使用できるものであること、
 - ②各配備対象タンクごとに、当該泡放水砲が適切な放射角度と適切な泡の放射距離をもって部署できること、

について総合的に有効性を評価する。

第3 組織

- 1 委員会は委員をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから、理事長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、特定の評価対象の審査等のため委嘱された特別委員にあつては、この限りでない。
- 2 委員は、再任を妨げない。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、評価に関し必要と認められる場合には、関係する行政機関の職員に対して委員会への出席を求めることができる。

第6 委員会

委員会は、諮問のあった事項について審査等を行い、その結果に意見を付して理事長に報告しなければならない。

第7 庶務

委員会に係る庶務は、協会業務企画部が行う。

第8 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は平成19年11月7日から施行する。

附 則（平成20年3月17日危保規程第2号）

この規程は平成20年3月17日から施行する。